

令和6年8月9日
保健福祉部

福祉事業の委託料に係る消費税の取り扱いについて

令和5年10月4日付け国の通知等により、一部の福祉事業において消費税の課税対象であることが明確に示されました。これを受けて、市が委託した対象事業者に対し、消費税申告が可能な期間分の消費税等相当額を支払います。

1 経緯

本市で実施している生活困窮者自立支援事業及び障害者相談支援事業は、これまで社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当するものとして消費税を非課税として取り扱っていましたが、令和5年10月4日付け国の通知により、当該事業は社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象であると明確に示されました。

これを受けて保健福祉部内で業務委託をしている福祉事業の一斉調査を行った結果、次の4事業において課税対象である事業を非課税として取り扱っていたことが判明しました。

2 非課税としていた事業

- ・生活困窮者自立支援事業（生活保護課）
- ・障害者相談支援事業（障がい者支援課）
- ・地域住民グループ支援事業（地域包括支援課）
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（地域包括支援課）

3 市が委託事業者に支払う消費税等相当額（所要額）

合計金額 34,605 千円（H30年度～令和6年度分）

内訳 消費税 31,305千円

延滞税等 3,300 千円

4 今後の対応

令和6年9月定例会に上記所要額を計上した補正予算を提出し、当該補正予算の成立後、事業者の消費税申告で確定した消費税等相当額を事業者へ支払います。

また、再発防止策として、各事業に係る関係法令等の確認を徹底します。

（本件の問い合わせ先）

保健福祉部 生活保護課

担当：鳥巢、成瀬

電話：直通 72-9152

（内線2231）

保健福祉部 障がい者支援課

担当：伊藤、北原

電話：直通 72-9150

（内線2167）

保健福祉部 地域包括支援課

担当：古里、秀、堤

電話：直通 72-9191

（内線2215）